

第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施できる区域を定める告示（仮称）の制定について

平成19年2月
観光事業課

I. 背景

- 地域が企画する創意工夫に満ちた旅行商品の流通を促して地域振興を進める観点から、第3種旅行業者が募集型企画旅行を行えるように検討を行う旨が、「構造改革特区の第8次提案に対する政府の対応方針」（平成18年2月15日構造改革推進本部決定）に盛り込まれた。
- これを受け、「創意工夫豊かな地域の企画旅行商品の流通促進に関する委員会」の下に「制度問題分科会」を設置し、検討を行った結果、第3種旅行業者が従来の営業保証金及び最低資本金のままで、一定の条件を満たす募集型企画旅行を実施することができることとすること等を内容とする報告書が本年6月に取りまとめられた。
- これを踏まえ、旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）を改正し、第3種旅行業者による募集型企画旅行の実施に関し必要な規定の整備を行うこととしているところ（平成18年12月23日付パブリックコメント「旅行業法施行規則の一部改正について」）であるが、あわせて、Ⅱのような告示を制定する。

Ⅱ. 告示案の概要

旅行業法施行規則の一部改正に当たっては、第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施できる区域を「当該募集型企画旅行毎に、当該事業者の一の営業所が存する市町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）、これに隣接する市町村及び国土交通大臣の定める区域により形成される区域」とすることを検討しているところであるが、国土交通大臣の定める区域を以下のとおりとする。

- ・ 当該事業者の一の営業所が存する市町村から、海上運送法による一般旅客定期航路事業を利用して、途中で寄港することなく渡航できる市町村の区域（但し、両市町村が、ともに本土に存する場合又は同一の離島に存する場合を除く。）

Ⅲ. スケジュール（予定）

公布日：平成19年4月上旬頃
施行日：平成19年5月中旬頃